

令和5年12月定例会

決算特別委員会委員長報告

【決算特別委員長報告】

決算特別委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

令和5年9月定例会において、本特別委員会に付託されました議案第56号から第66号までの11件について、6日間（9月25日・26日・28日・29日・10月2日・3日）にわたり審査いたしました結果、令和4年度平戸市一般・特別・事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について、審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決および認定すべきものと決定いたしました。

さて、令和4年度一般会計の決算状況であります。歳入歳出とも前年度から減少しており、歳入総額269億1,857万7千円、歳出総額260億1,683万7千円で、翌年度へ繰り越すべき財源3億1,556万6千円を差し引いた5億8,617万4千円が実質収支となっていました。

経常収支比率、実質公債費率は若干上昇しているものの、財政調整基金を取り崩すことなく財政運営できていることや、各種基金現在高の合計額も前年度から7億5,000万円程度の増加、また、地方債残高も10億円程度の減少と財政状況は一定の良好な状況を保っている。しかしながら依然として進行する人口減少や少子化対策のための子育て支援など、各種支援施策に伴う扶助費の増加に加え、今後予定されている大型の建設事業や老朽化した施設の維持管理、更新経費、さらにDX推進による物件費の増加、エネルギー物価高騰対策なども予想されることから、今後の財政運営は必ずしも楽観できるものではない。このため、今後とも事業の取捨選択を図りながら持続可能な財政運営に努めるよう求めるところであります。

このような財政状況を踏まえ、本特別委員会における論議のうち、主な指摘事項についてご報告いたします。

はじめに、議案第 56 号『令和 4 年度平戸市一般会計決算認定について』であります。総務課所管の『嘱託員設置事業』に関し、世帯数が多い区では 477 世帯あり、少ない区とはかなり差があるが、嘱託員の報償費はどのように算出しているのかとの質問に対し、合併前の旧市町村単位でそれぞれ算出方法が決められており、上限額が 65 万 2,000 円となっているとの答弁がありました。これに対し、世帯数の少ない区は運営も難しくなっている。統合の話は出ていないのかとの質問に対し、現在のところ統合の話はないが、人口が少なくなり地区の行事が成り立たなくなっているところもあるため、今後はそういった話が出てくるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、『高齢者スマートフォン購入支援事業』に関し、65 歳以上を対象とし、145 人に対し購入時の支援を行っているとのことであるが、高齢者と家族の連絡や防災アプリによる情報収集などに役立っており、今後も事業を継続する考えはあるのかとの意見に対し、令和 5 年度も予算化しているところであるが、令和 6 年度以降については、財政部局とも協議したいとの答弁がありました。

次に、人事課所管の『市政情報発信事業』に関し、毎月の広報発行部数及び配布残はどのくらいあるのかとの質問に対し、毎月 1 日発行の広報紙が 1 万 4,000 部、15 日発行の広報紙が 1 万 3,700 部を発行しており、予備は 400 部程度あるとの答弁がありました。これに対し、予備の数が多いのではないかと、また、近年、防災メールや LINE などチャンネルが多くなってきており、将来的には広報紙のあり方や必要部数を見直し時代に合った情報提供のあり方を考えていかなければならないのではないかと意見に対し、部数を減らすことにより単価が上がる可能性はあるが、部数については令和 6 年度に見直していきたい。また、ホームページもあるため、将来的には紙媒体は減っていくことも考えられるが、まだまだ必要という意見もあると思われるため、状況を見極めながら判断したいとの答弁がありました。

企画財政課所管のうち、令和4年度決算状況では、起債制限比率0.4%、公債費率2.2%と合併時に比べ大きく改善しているので、財源に余裕があるうちに前倒しして公共事業を実施してはどうかとの意見に対し、合併時すぐは財政危機宣言をしたが、繰上償還等の効果もあり起債制限比率、公債費率も改善してきた。現在は安定した財政運営ができていますので、実施計画等も踏まえ検討していきたいとの答弁がありました。

また、『文化センター管理運営事業』に関し、指定管理者は条例等に基づき運営していると思うが、休館や利用料金、施設の予約受付等、前の指定管理者と施設利用の取り扱いが若干異なっているという声を聴く。市としてどのように考えているかとの指摘に対し、休館日や利用料金、施設の予約受付は条例等に基づき運営しているが、利便性については改善する部分もあるので、指定管理者と課題を共有しながら市民サービスの向上を図り、市民の皆さんが利用しやすい施設となるよう努めていくとの答弁がありました。

また、『移住定住環境整備事業補助金返還金』に関し、私債権放棄が1件あるが、どのような状況で発生したのかとの質問に対し、今回返還となった補助金はIターン者の引っ越しに係る費用に対して補助を行ったもので、平戸市に5年間定住することが補助要件であった。この対象者は、5年を満たさず転出したため補助金を返還しなければならなかったが、転出後に本人が破産したことにより、私債権を放棄したものであるとの答弁がありました。

次に、建設課所管の『地籍調査事業』に関し、本市における令和4年度末時点での地籍調査進捗率は全体の17.8%であるとの説明に対し、本事業は長期に渡る事業であり、今後土地所有者も代替わりしていくことが予測される。地籍調査に先駆けて個人の土地に関して、境界の認識を家族間で継承してもらうような働きかけなどを行い、実際に地籍調査を実施する際に現地確認がしやすいような体制づくりが必要ではな

いかとの意見がありました。これに対し、本年9月に、個人の土地の境界について家族で話し合い、認識を深めてもらうよう周知する回覧を出した。今後も年に1度は、このような広報活動を継続していきたいとの答弁がありました。

次に、選挙管理委員会所管の『参議院議員通常選挙費』及び『長崎県議会議員一般選挙費』に関し、以前から選挙ポスター掲示板の設置箇所については効果的な場所への設置と集約について指摘されていたと思うが、令和4年度に執行された選挙において見直しはなされたのかとの質問に対し、設置箇所については令和4年度中に全件調査を行い、令和5年4月9日執行予定であった長崎県議会議員一般選挙における設営時から、より効果的と思われる場所への移設を行うなど、設置箇所数を従来の295箇所から210箇所に集約したとの答弁がありました。

次に、長寿介護課所管の『ワンコインまごころサービス事業』に関し、本事業は、移動時間を含め1時間以内で、ひとり暮らしの高齢者の買い物や身の回りのお世話を行っている。業務委託先のシルバー人材センターは北部地区の会員が多いこともあり、サービスの利用者は北部地区に偏っているとの説明に対し、利用件数が年々減っており、他地区の方の利用が増えるよう、利用できる時間をもう少し伸ばすことはできないのかとの意見がありました。これに対し、お世話していただく会員の条件等もあるため、シルバー人材センターの意見も聞きながら時間延長が可能か協議したいとの答弁がありました。

また、『高齢者いきいきおでかけ支援事業』に関し、交通機関などの利用を助成する「いきいきおでかけ券」は、大いに利用したい人もいれば、現状の利用範囲では必要性がない人もいることから、予算の執行残が多くなっている状況にある。元気な高齢者を増やす観点からも、免許を持っている方にはガソリン代として使えるようにするなど、利用できる対象範囲や1回の利用上限1,000円を見直すことができないのかとの意見に対し、利便性の向上については、定期的にアンケートを実施しているところ

ろであり、今後、利用範囲を広くすることも考えていきたいとの答弁がありました。

また、『**シルバー人材センター支援事業**』に関し、令和4年度のシルバー人材センターの契約総額1億42万円を就業延べ人員1万6,508人で割ると平均約6,100円になり、更に手数料も引かれるので、実際の賃金が安いという話を聞いている。国の基準に基づき運営補助をしているとのことだが、人件費も高騰している中、市独自で運営費補助の増額を検討してはどうかとの意見に対し、民間企業における定年延長等の影響により、会員数も徐々に減っている状況であり、シルバー人材センターと現状を踏まえた協議をしながら検討したいとの答弁がありました。

次に、**健康ほけん課所管の『骨髄等移植ドナー支援事業』**に関し、令和4年度においては市内で1名の骨髄提供があり、骨髄提供に要する通院・入院に対して7日間を上限とし、1日あたり2万円の支援を行ったとの説明がありました。これについて、骨髄提供を待つ人とドナーの型が適合する確率は非常に低く、ドナー登録が増えてほしいところであり、骨髄提供経験者による体験談を聞く機会の創出などの周知啓発活動ができれば、ドナー登録者も増えてくるのではないかと。本事業も含めてPRをお願いしたいとの意見に対し、本事業については認知度を高め、ドナー登録を推進していきたいとの答弁がありました。

また、『**健康づくり推進員設置事業**』に関し、健康づくり推進員は、各地区において、特定健診等の健康診査の受診勧奨の協力を行っていただくこと等を目的に、原則として市内全地区で175名を配置することとしているが、令和4年度においては165名の配置となっているとの説明に対し、健康づくり推進員がいることで特定健診の受診率向上にも寄与していることと思う。特定健診受診率は、保険者努力支援制度による国の交付金にも影響があるとのことから、特定健診をできる限り受けってもらうことが重要であり努力してもらいたいとの意見がありました。これに対し、健康寿命延伸のためにも、健康づくり推進員は全地区配置に努め、特定健診受診率の向上を図りた

いとの答弁がありました。

次に、市民課所管の『北松北部環境組合管理運営事業』に関し、ここ数年と比較し、公債費に係る負担金が増えているがなぜなのかとの質問に対し、北松北部クリーンセンターの施設稼働期間が延長されたことに伴って、平成 29 年度から 3 か年かけて施設の改修工事を行っており、令和 3 年度からこの施設改修に要した経費に対する起債元金の償還が発生しているためであるとの答弁がありました。なお、環境組合負担金については、松浦市との負担割合が適切であるのか確認する資料として、ごみ処理量に加え、し尿・浄化槽汚泥・生ごみ処理量の市別内訳が分かる資料の提出も必要ではないかとの意見を付したところです。

また、『海岸漂着物地域対策推進事業』に関し、季節風が吹き、漂着ごみが増えることが予測される 11 月から 2 月末頃を回収時期としているとの説明に対して、7 月の海の日前後に海岸清掃を行う地区も多いようであり、例年 7 月の時点でも既に大量の漂着ごみが見られることから、回収の時期について見直すことはできないのかとの質問に対し、回収時期については市において決定している。今後、県からの補助金交付の状況も見極めながら検討したいとの答弁がありました。

次に、農業振興課所管の『平戸式もうかる農業実現支援事業』に関し、市外から移住してきたアスパラガスおよびイチゴの新規就農者が、安定した経営ができ、生活が成り立っているかが重要であり、行政はその後のフォローも含め、もっと新規就農者と関わりを持ってもらいたいとの意見に対し、新規就農者の育成については、農協や県などの関係機関で育成指導会を結成しているので、今後その中で検証・評価しながら指導に当たっていききたいとの答弁がありました。

また、『有害鳥獣被害防止対策事業』に関し、イノシシを捕獲した頭数によって猟友会に報奨金を出している。ジビエにできるイノシシは 1 万 3,000 円、ジビエにできず埋設するイノシシは 1 万 1,000 円と差異があるが、埋設する際の手間等を考えると

報奨金額を見直す必要があるのではないかとこの質問に対し、報奨金については、国の補助金がジビエにできるものは9,000円、それ以外のジビエにできないものが7,000円となっており、それに市が4,000円プラスした額となっている。高齢化に伴い猟友会から労力軽減の要望も出てきているので、金額の見直しについては今後内部で検討していきたいとの答弁がありました。

また、『畜産クラスター構築事業』に関し、令和4年度に整備した牛舎については、事業計画の際、5年後の1頭当たりの市場のセリ価格を設定したと思うが、いくらに設定したのか。また、現在は事業計画時より子牛の販売額が下落している。事業の計画は畜産クラスター協議会の中で審査されると思うが、今後は、市としても市場情勢等を想定しながら、協議会の中で適切な助言をしてほしいとの意見に対し、令和3年度に事業計画を立てた際、平戸口中央家畜市場の令和元年から令和3年の子牛の平均価格（1頭あたり66万9,691円）を基に、県の基準に照らし合わせ令和9年の販売目標額を設定した。直近の平均価格を見ると、約43万円と事業計画時より大幅に下落しているが、事業計画を立てる時点では、ここまでの子牛価格の下落は予測できなかった。今後の予測も難しい状況ではあるが、市としては、現在の平均価格や今後の見通しを踏まえながら、計画の立案については適切な助言をしていきたいとの答弁がありました。

次に、農林整備課所管の『木質バイオマスエネルギー導入事業』に関し、重油ボイラーから木質チップボイラーに切り替えた場合の燃料コスト削減について、実証実験の結果を教えてほしいとの意見に対し、平戸市森林組合の菌床しいたけ生産施設において、令和3年11月から令和4年10月の1年間検証を行った結果、燃料を木質チップに代替したことにより、前年同期と比較して重油使用量が11万7,600ℓの削減となり、削減額は約1,298万4,000円であった。一方、木質チップの燃料代は約563万2,000円であり、諸経費含め差し引いても約465万9,000円の経済的効果があったとの答弁がありました。

ました。

また、今後、高齢化していく中で、平戸市森林組合だけではチップの確保は困難であるのではないかと。農閑期に原木を切って平戸市森林組合に買い取ってもらう等の仕掛けが必要ではないかととの質問に対し、平戸市森林組合は原木を買い取るということで組合員にも周知している。今後は農閑期や土木業をされている方が、仕事が空いているときに木を切って搬入できるような形が広がればと考えているとの答弁がありました。

次に、水産課所管の『カワハギ陸上養殖実証試験事業』に関し、これまでの経過と現在の状況はどのようになっているのか。また、今後事業として成り立つ見込みはあるのかとの質問に対し、この事業は、カワハギの陸上養殖が可能かどうかの実証試験で、平戸市漁協と一緒に取り組んでおり、カワハギの人工種苗500尾を5トンの水槽に入れ、さまざまな検証を行っている。まだ検証中なので採算性はわからないが、年内に試験出荷を行い、市場の取引単価等の推移を見ながら事業として成り立つのか判断したい。成り立つと判断されれば、現在、実証試験に取り組んでいる平戸市漁協はもちろん、その他にも手を上げてくれる漁協があれば一緒に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、商工物産課所管の『平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業』に関し、「平戸アゴ」の認知度の向上を図るうえでブランド化はどのように考えているのかとの質問に対し、「平戸アゴ」という名称を地域団体商標登録することや、名称を打ち出した個別の展開を行っていくことでブランド化が図られるものと考えている。しかしながら、登録については、自治体ではできないこともあり、具体的な取り組みには至っていない。そうしたことから、まずは「平戸アゴ」のブランド化に向けて計画を組み立て、今後水産課や関係団体、生産者と連携を図りながら取り組みを進めていきたいとの答弁がありました。これに対し、平戸にはアゴ以外にもたくさんの産品があ

るので、東京のアンテナショップを活用しながら積極的に平戸産品を売り出してほしいと意見がありました。

また、『6次産業化推進事業』に関し、この事業でこれまでに開発された産品についての検証を聞かせてほしいとの質問に対し、この事業で、平成27年度から補助金として支援しており、これまで152商品が開発され、このうち令和5年3月31日時点で81商品が市場に残って現在も販売中である。その他の商品は、さまざまな要因で継続して製造していないとの答弁がありました。

また、『創業支援対策事業』に関し、これまでに出した補助金について、遡って追跡調査し検証する必要があると思うが、どのようになっているかとの質問に対し、廃業した分は把握しているが個別に遡って追跡調査はしていないとの答弁がありました。これに対し、追跡調査・検証は必要であり、例えば、5年未満で廃業した場合は補助金を返還してもらおうなど、安易に廃業しないような補助金のルール作りも必要ではないか。補助金が無駄にならないように、しっかりとした考えは持つべきであり、要綱に期間制限を明記してほしいとの質問に対し、平戸市創業支援事業補助金交付要綱の中で、虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けた場合や、当該補助金を目的外に使用した場合の返還規定はあるが、現状では期間の制限についての規定はないので、今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、都市計画課所管の『公営住宅維持管理経費』に関し、公営住宅の入居者から申し出があった修繕などの要望に対しては、すべて対応がなされているのかとの質問に対し、入居者からの要望については、現場に職員が出向き、緊急度合いの確認を行っている。その中で、実際に生活に支障を来している場合は速やかに対応を行っており、そうでない場合は、他の公営住宅との均衡を図りつつ、予算内での対応を行っている。あわせて入居時、収入申告受付、職員による住宅見回り等の際に、細かな意見や要望も聞いていきたいとの答弁がありました。

また、『街なみ環境指針策定事業（繰越分）』に関し、街なみ環境整備事業で整備してきた平戸城下旧町地区の課題検証を行い今後の街づくり指針の策定を行ったとのことだが、検証・分析結果を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのかとの質問に対し、本事業において町屋所有者に対するアンケートや、住民参加型のワークショップを実施した。その中で出された意見を集約した結果、「街なみ環境整備事業を実施したことにより外観は良くなったものの、内装等の有効活用が出来ていない」「整備した町屋地図を作成していないなどPRが十分でない」「街灯や看板、夜間景観に対する改善の余地がある」「外壁や瓦などを一定程度統一した“景観ガイドライン”が忘れ去られつつある」などの課題が見えてきたところであり、これらの課題を踏まえ、今後必要となる施策「10のエリアビジョン」を策定した。この中から本市で実現可能な施策の選択を行い、観光・商工分野とも連携して魅力ある街づくりにつなげていきたいとの答弁がありました。

また、『空き家対策事業』における老朽危険空き家除却事業補助金に関し、本事業は老朽化した空き家の所有者が行う家屋の解体に対する補助事業であるが、36件の事業申請に対して13件の執行となっていることから、申請があったものの対応できなかった23件の内訳を尋ねる質問に対し、本事業は老朽化の状況等を数値化して一定の点数を超えるものが補助の対象となっており、19件がこの要件を満たせず事業の対象外となった。また、残る4件については要件を満たしたものの、申請者による自己負担金の準備の都合によって実施されなかったとの答弁がありました。

次に、消防本部所管の『救急救助活動事業』に関し、令和4年の救急出場回数1,770件のうち不搬送の件数が188件あったとのことだが、不搬送事案が減れば、真に必要とする人が救急車を利用できないといったリスクが軽減できる。救急車の適正利用については効果的な啓蒙活動を考えて欲しいとの意見に対し、他市の取組も参考としながら、本市でも救急車の適正利用について広報活動を行いたいとの答弁がありました。

関連して、夜間等の病院診察時間外における急な発熱・突発的な怪我などで急ぎ診察を受けたい場合に、救急対応が可能な病院を知らせる取組は行っているのかとの質問に対し、消防署に設置する救急医療機関案内（22-4199 ヨイキュウキュウ）へ電話があれば対応可能な医療機関を案内しているとの答弁がありました。これについては、周知がしっかりとなされれば不搬送事案の減少にもつながると思うので、ホームページや広報誌等で大きく周知してもらいたいとの意見がありました。

なお、令和4年度中の不搬送事案に関しては、ドクターヘリでも102件の出動要請に対し半数以上が不搬送となったが、県全域の検討委員会では、大切な命を救うため要請基準に合致する場合は躊躇なくドクターヘリを要請することが基本と言われており、結果として不搬送であっても医師が早期に傷病者の元に向かい診断を行うことが、ドクターヘリの重要な役割であるとの説明がありました。

次に、**教育総務課・学校教育課所管**の『スクールバス・ボート運行事業』に関し、スクールバス運転手の給料が低いように感じる。今後、人員確保も難しくなってくることも想定される中、安全で安定的な運行ができるよう、若い世代の雇用も含め、生活が成り立つような年収となるよう考えてほしいとの意見や、金額だけ見れば安いように感じるが、拘束時間はあるものの朝夕の業務がメインであり、また採用の際には納得したうえで来ていただいているのではないかという意見もある中、令和5年度に月額単価を少し上げたものの、決して高いとは言えない状況であるが、他課の雇用とのバランスもあることから、人事課と協議をしたいとの答弁がありました。

また、『**学校給食管理運営事業**』に関し、現在作っている給食数は、児童生徒数の減少により施設建設時に比べかなり減少しており、今後の維持管理経費削減の観点から、施設の集約化が必要ではないか。また、各施設の状況を見ると、ほとんどの調理場に空調設備がなく、夏場の業務はかなり大変だと聞いている。働きやすい職場づくりの観点から、空調設備の設置が必要ではないかとの意見に対し、現在の施設は、す

べて市町村合併前に整備された施設となっている。将来的に集約化を検討するとしているが、具体的な目標年度は決まっていない。経費面からみても、集約化を考える時期に来ているため、学校の適正規模・適正配置と併せて検討していきたい。その中で空調設備についても考えていきたいとの答弁がありました。

次に、大島支所所管の議案第 62 号『令和 4 年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計決算認定について』に関し、あづち大島いさりびの里は島内の貴重な雇用の場でもあり、従業員の雇用を守る観点からも今後は経営の安定化を図る必要がある。公共事業など仕事関係での宿泊のみならず、観光・レジャーを目的とする宿泊客の獲得に向けた効果的な情報発信と宿泊客数を伸ばす仕組みづくりについて、地域団体等とも連携し、支所一丸となって取り組んでほしいとの意見に対し、仕事関係での宿泊や島内での宴会利用に頼るだけではいけないと考えている。避粉地ツアーや釣り、体験型観光などと絡めながら、指定管理者と連携して宿泊客増加に努めたいとの答弁がありました。

次に、水道局所管の議案第64号『令和 4 年度平戸市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』に関し、水道事業における企業債期末残高が52億円以上となっているが、今後 5 年間程度でどのように推移する見込みなのかとの質問に対し、令和 5 年度から 9 年度までに計画している事業で新たに借入予定の企業債も含め、令和10年度時点での残高は、36億7,800万円程度となる見込みであるとの答弁がありました。

最後に、6 日間の決算委員会審査を通して資料の間違いが多く、差し替え等が多かった点、委員会中の質問と答弁が噛み合わず、課内での打ち合わせ不足により審査に支障をきたした事、また、内容説明のための資料追加により時間のロスが生じ、長時間に及ぶ審査になった点を指摘いたします。また、各種事業を行うにあたって、デスクワークももちろん重要と考えているが、それと同時に職員はもっと現場に赴き、現状や課題の把握に努めるべきではないかとの意見がありました。

今後は、これまで以上に関係者や現場の声を聴くなど、市と関係者がしっかりとコミュニケーションをとり、それぞれの事業が最大限の成果をもたらすよう業務にあたっていただくようお願いいたします。

以上で、令和4年度決算審査における決算特別委員会の報告といたします。